

総合的な市政情報の発信システムを構築へ

携帯電話を利用して、向日市の携帯端末ホームページにアクセスすることができるようになりました。「向日市携帯端末ウェブサイト」のトップページは、市民生活に関連の深い、1施設案内、2くらしの電話帳、3イベント案内、4観光・文化、5災害時の避難場所の5項目に分けています。また、画面に表示される施設などに直接電話をかける機能もあります。

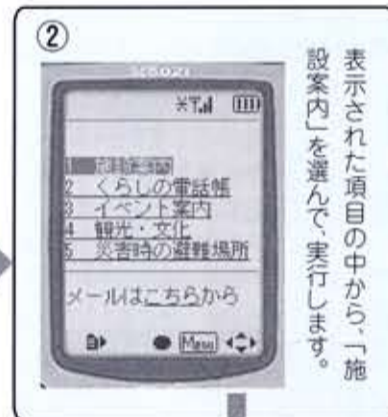
携帯電話向け情報サービスを配信

iモードアドレス <http://www.city.muko.kyoto.jp/i/>

※今回の携帯電話向け情報サービスは、「iモード」を対象にしていますが、今後「J-フォン」や「EZウェブ」にも拡大する予定です。

図書館の情報を呼び出します。

① 携帯電話用のホームページアドレスを入力すると、上の画面が表示されます。画面を下にスクロールさせると、②のような項目が現れます。



③ 同じ要領で、「文化施設」、「図書館」を選んで進んでいくと、「図書館」のページが表示されます(④)。



④ 表示されたページから、実行するだけで図書館に電話をかけることができます。(例では、右下の画面の中で、「電話」の箇所に合わせて実行のキーを押すと図書館に電話がかかります。)一つ前のページに戻るときは、「戻る」を実行します。



携帯電話対応ホームページ項目

トップページ

- 1 施設案内
 - 2 くらしの電話帳
 - 3 イベント案内
 - 4 観光・文化
 - 5 災害時の避難場所
- メールはこちらから

1 施設案内

- 1 市役所
- 2 文化施設(市民会館、図書館など)
- 3 スポーツ施設(市民体育館など)
- 4 福祉施設(福祉会館など)
- 5 学校
- 6 保育所

2 くらしの電話帳

国の施設、府の施設など

3 イベント案内

1～2か月以内に実施される行事を案内

4 観光・文化

- 1 長岡京跡
- 2 向日神社
- 3 かぐや姫行列
- 4 かぐや太鼓

5 災害時の避難場所

災害時のすべての避難場所を掲載

メール

携帯電話からメールを送信できます。

10月から65歳以上の方の介護保険料納付が始まっています

介護保険料の納付をお願いします

皆さんから納めていただく介護保険料は、制度を支える大切な財源です。介護が必要になったときに、だれもが安心して介護サービスが利用できるために、保険料は必ず納めていただくようにお願いします。

65歳以上の方に納めていただく保険料は、本人や世帯の所得、市民税の課税状況に応じて、段階的に決められています。

保険料の納め方は

- 65歳以上の方(第1号被保険者)
- 高齢(または退職)年金が年額18万円以上の方

年金の定期払いの際に、保険料が天引きされます(特別徴収)。

●高齢(または退職)年金以外の年金と恩給を受給される方、老齢(または退職)年金が年額18万円未満の方、年度内に65歳に到達された方、他市町村から転入された方

口座振替や各市町村から送付された納付書で個別に納めてください。(普通徴収)

●40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)

既に平成12年4月から医療保険の保険料として納めていただいています。保険料は加入されている医療保険(国民健康保険、健康保険など)によって異なりますが、それぞれ所得などに応じて決められています。

詳細については、加入されている医療保険の保険者にお問い合わせください。

保険料の軽減の特別対策について

介護保険制度をご理解いただくために、保険料を軽減する特別対策が実施されています。65歳以上の方は平成12年10月から平成13年9月まで、本来の介護保険料の半額を納付していただくことになっています(下表参照)。

介護保険料のお問い合わせは

- 介護保険料については、保険年金課係(内線2557)
- 要介護認定などの介護保険制度全般の仕組みについては、高齢者福祉課介護係(内線371)

■65歳以上の方の保険料軽減の特別対策■

支払期	徴収する介護保険料額	
	平成12年度	平成13年度
4月	徴収しません	通常どおり納めていただきます
10月	半額を納めていただきます	通常どおり納めていただきます
4月	通常どおり納めていただきます	通常どおり納めていただきます
10月	通常どおり納めていただきます	通常どおり納めていただきます
4月	通常どおり納めていただきます	通常どおり納めていただきます